　　　　道路

　　　 一時使用届出書

　　　　河川

令和　　年　　月　　日

　埼玉県川越県土整備事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

|  |  |
| --- | --- |
| １　路線・河川名 |  |
| ２　一時使用の目的 |  |
| ３　使用場所（区間） |  |
| ４　使用期間（時間） |  |
| ５　使用方法 |  |
| ６　現場責任者・連絡先  　（当日連絡のとれる方） |  |
| ７　使用上の遵守事項 | （１）一時使用に起因する苦情、第三者への損害及び第三者と紛争を生じたときは、申請者の責任において解決処理すること。  （２）一時使用に起因して既設の道路・河川の工作物を汚損又は損傷したときは、当事務所に速やかに届け出て、当事務所の指示のもと申請者の負担で原形に復旧すること。  （３）当事務所（道路管理者・河川管理者）が、道路・河川の管理上必要があると認められる場合には、設置した物件等の移転、除去、一時使用の中止に応じること。  （４）使用期間が満了した場合又は使用しなくなった場合には、直ちに道路・河川を原状復旧すること。  （５）その他当事務所から付された条件や指示事項に従うこと。 |

添付書類

　１　位置図

　２　案内図

　３　その他参考となるべき事項を記載した図書（実施計画、平面図など）